

コーポレート・ガバナンス・コードに関する 基本的事項についての検討

諸外国のコーポレート・ガバナンス・コードでは、序文などにおいて、以下のようなコーポレート・ガバナンス・コードに関する基本的事項を説明していることが一般的である。

これらについて、我が国でコードを策定するにあたり、留意しておくべき点はあるか。

1. 策定経緯
2. コーポレート・ガバナンスの説明
3. 当該国の株式会社制度の説明
4. 「プリンシプルベース」の説明
5. 「Comply or Explain」の説明
6. 株主は「explain」を一律に否定的に評価すべきではないこと
7. コードの適用対象
8. コードの将来の見直し

※ 2～8の項目に関する各国コードの関連部分の抜粋は、資料4参照。